受験申込科目数	1　科　目	2　科　目	3　科　目	4　科　目	5　科　目
受験手数料	3,500円	4,500円	5,500円	6,500円	7,500円

別　表

受験地、申込用紙等交付場所及び申込書類提出先

受　験　地	申込用紙等交付場所・申込書類提出先	〒	所　　在　　地	電話番号
北　海　道	札幌国税局人事第二課	060―0042	札幌市中央区大通西10丁目　札幌第二合同庁舎	011(231)5011
宮　城　県	仙台国税局人事第二課	980―8430	仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎	022(263)1111
埼　玉　県 群　馬　県	関東信越国税局人事第二課	330―9719	さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館	048(600)3111
東　京　都	東京国税局人事第二課（平成27年５月７日に庁舎移転を行いますのでご注意ください。）	平成27年５月６日（水）まで		03(3216)6811
		100―8102	千代田区大手町１丁目３番３号　大手町合同庁舎３号館	
		平成27年５月７日（木）以降		03(3542)2111
		104―8449	中央区築地５丁目３番１号	
石　川　県	金沢国税局人事第二課	920―8586	金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎	076(231)2131
愛　知　県	名古屋国税局人事第二課	460―8520	名古屋市中区三の丸３丁目３番２号　名古屋国税総合庁舎	052(951)3511
大　阪　府 京　都　府 兵　庫　県	大阪国税局人事第二課	540―8541	大阪市中央区大手前１丁目５番63号　大阪合同庁舎第三号館	06(6941)5331
広　島　県	広島国税局人事第二課	730―8521	広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎１号館	082(221)9211
香　川　県	高松国税局人事第二課	760―0018	高松市天神前２番10号　高松国税総合庁舎	087(831)3111
福　岡　県	福岡国税局人事第二課	812―8547	福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号　福岡合同庁舎	092(411)0031
熊　本　県	熊本国税局人事第二課	860―8603	熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎Ｂ棟	096(354)6171
沖　縄　県	沖縄国税事務所人事課	900―8554	那覇市旭町９番地　沖縄国税総合庁舎	098(867)3601

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１５号
山口県周南市五月町12番２号　さつきの里
債務者　竹重　明人
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第２０号
山口県周南市大字徳山757番地市営住宅１棟204号
債務者　山本　　昇
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第２７号
山口県下松市瑞穂町１丁目10番20号　スターハイツＤ101号
債務者　中原　和也
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第２８号
山口県周南市大字夜市535番地　アルカディアＫ、Ⅱ―103号
債務者　浜田　貢滋
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１７号
山口県宇部市大字吉見1869番地
債務者　本田　　誠
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１８号
山口県宇部市大字吉見1869番地
債務者　本田　理佳
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１２号
茨城県日立市河原子町２丁目10番25号
債務者　本田智恵子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１７号
茨城県高萩市高浜町３丁目42番地　ナバナアパート203
債務者　塙　　太志
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで　水戸地方裁判所日立支部